

教育民生常任委員会 記録

1 開会日時 令和8年6月23日（火）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

議案第77号 三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第78号 三次市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（案）

議案第79号 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）

議案第80号 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第81号 三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第82号 三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

議案第83号 三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第84号 三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

議案第88号 動産の買入れの契約について

4 出席委員 中原秀樹、藤井憲一郎、小田伸次、山村恵美子、新田真一、増田誠宏、細美克浩

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【福祉保健部】菅原福祉保健部長、山口高齢者福祉課長、佐藤高齢者福祉係長

【子育て支援部】中村子育て支援部長、笹岡保育課長、向井保育係長

【教育部】宮脇教育部長、藤本教育部次長、山西社会教育課長、秀吉甲奴支所長、
渡部教育企画課長、新谷学校教育課長、脇坂児童育成係長、山岡文化学習係長、
藤井地域づくり係長、高木学びの多様化学校準備担当係長、田中学事係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○中原委員長 それでは、定刻となりましたので、これより教育民生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達していますので、委員会は成立をしております。

本日の委員会審査日程について申し上げます。審査日程は、すでにお示ししています委員会審査次第の通りであります。本委員会に付託されました9議案について、それぞれ説明を受けた後、質疑を行い、直ちに議案ごとに採決を行います。なお、質疑に関しては、明瞭かつ簡潔をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。議案第77号「三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。福祉保健部の説明を求めます。菅原福祉保健部長。

○菅原福祉保健部長 委員の皆様おはようございます。福祉保健部が所管いたします。議案第77号「三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」について、ご説明を申し上げます。

このたびの改正は、国において、介護保険法に規定する指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示が制定されたことから、本市の関係条例である三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例を、改正しようとするものでございます。改正するのは条例の別表となります。具体的には、別表中にあります。短期入所生活介護及び介護福祉施設サービスに係る食事の提供に要する1日当たりの費用を国の基準通り、100円引き上げるものでございます。介護保険施設への入所やショートステイを利用したときの居住費食費の費用は自己負担であり、施設と利用者との契約により決められておりますが、これらの提供に要する平均的な費用の額は、介護保険法により、厚生労働大臣が定めることとされております。令和8年8月1日から、この基準費用額の食事の提供に要する費用部分が引き上げられるため、本市の費用額も、令和8年8月1日の施行として改正するものでございます。なお、この改正による対象施設は、作木町にあります特別養護老人ホーム江水園となります。

以上、議案第77号「三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○中原委員長

ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。はい、小田委員。

○小田委員 今回の値上げが100円ということになっておりますけども、昨今の様々な情勢、中東情勢とかがあって、これにかかわらず、皆さんの一般の市民の方でも、食品の値上がりっていうのは、かなり問題になってきているところだろうと思うのですけども、100円の値上げで、大丈夫なのかとか、その辺の見込みはいかなもののでしょうか。

○中原委員長 はい、山口高齢者福祉課長。

○山口高齢者福祉課長 はい、100円の値上げというところでございますけれども。こちらを算定する方の根拠が国のほうにございまして、令和7年度に調査をされました介護事業経営概況調査というものがもとになっておりますので、状況としたら昨年のですね、状況を踏まえているということになります。その調査が令和7年5月にされているということで、その状況に基づいての今回の改正ということになりますので、その他の昨今のですね、中東情勢とかということについてのような改正になるかっていうのは、また今後の話ということになろうかと思っておりますけれども、この概況調査を昨年度にすることで、結果として100円なったというのは、介護保険施設における職員の平均額が、月額が4万6,938円という金額が出ておりまして、現行の基準費用額が調査においてはですね、基準費用額が月4万3,928円というところが出ております。差額が100円になるということでは

の今回上昇ということで、国の調査に基づいての100円の上昇ということになるのですけれども、かたや他の調査で言いますと、もっと食費はかかっているというところもありますので、そういったところも、そういった調査もですね、他の調査も考えてみますと、この100円で十分なのかと言われるとですね、市の方としても、それを踏まえれば、経営の面から言えばこれで十分だとは思ってはいないのですけれども、今後の状況で、またいろいろと、今後に変化がですね、出てくると思いますので、その都度に対応していきたいと思っております。以上です。

○中原委員長 小田委員。

○小田委員 この令和7年度の5月の調査、去年のことということは、先ほど、僕が質問した中東情勢が加味されてない状況の中で、利用者から言うと、8月1日に100円上がって、今の部分の状況をまた考えてまた上げないといけないっていう状況下になるように、ならざるをえないだろうなというふうな雰囲気をするのですけれども、やはりその辺ところは、国の方が言ってきてそれに準じてやっているわけで、三次市として、それをどうこういうような難しい面もあるのかもわからんけれども、こういうところに、やはり言われたことばかり言うのではなくして、やっぱり、ビルドアップじゃない、キックバックじゃないけども、今言ったように、利用者にたびたび値上げをするっていうのは、あまりいいやり方とは思えないので、現にこういうのが、今現在なっているときには、今回、さっきも言いまして、国からの話なので、市として独自には難しいのかもわからんけれども、その辺のところやっぱりしっかり考えてやった方が、利用者にたびたび値上げをお願いするっていうのは、あまりいい策のように思えないのだけど。その辺はどう考えられます。

○中原委員長 山口課長。

○山口高齢者福祉課長 はい、100円の上げ幅というところなののですけれども、この平成18年から令和3年度までで見ますと、その間、15年間、65円のアップをしてきました。今回、前回の改正が令和3年にあったのですけれどもそこまでの間、今日までの5年間で100円アップということ、アップ率としては大幅な上昇があらうかと思えます。

なので、利用者の観点から言えば、1日ですね、100円上がるというふうなのは、近年で言っても大きなアップ幅ということになりますので、ちょっとこれ以上、一気にですね、負担が増えるというのも、難しいかなというふうには感じております。以上です。

○中原委員長 山口課長。

○山口高齢者福祉課長 はい、いろんな考え方があらうかと思えますけれども、現状で言いますと、国の基準額通りに条例改正をさせていただいておりますので、今後もそういったところを踏まえることになっていきますけれども、今後いろんな考え方を示される中で、状況も変わってくることもあらうかと思えますので、そういったところもいろいろ研究しながら、今後については検討していきたいと思えます。以上です。

○中原委員長 他に質疑はありませんか。山村委員

○山村委員 はい、こちらの条例の改正に当たりましては、ですから国の方が、年に1回の見直しというような、経済状況を見据えて、変動がある場合には、年に1回の見直しというのが大前提なのでしょうか。

○中原委員長 山口課長。

○山口高齢者福祉課長 はい、年に1回の見直しがあるというわけではないのですけれども、食費で言いますと、前回の見直しが令和3年にあったということで、食費については5年ぶりの見直しということになります。

直近で言いますと居住費の方が令和6年に改正になったということで、国の方では、こういった調査の結果ですね、令和7年度を、今回で言いますと令和7年度の介護事業経営概況調査が元なのですが、他の調査も基にされている中ではあるのですけれども、次回はいつ見直されるかっていうのは、わからなくてですね、毎年の見直しではないということになります。以上です。

○中原委員長 山村委員。

○山村委員 ですから調査というのは定期的には行われているということなのですか。

○中原委員長 山口課長。

○山口高齢者福祉課長 はい、調査とは定期的にされていまして、この概況調査で言いますと、前回は令和5年に実施をされているということで、他にも家計調査とかですね、実態調査とか、他の調査も加味されていますので、ちょっとどのタイミングで、次の改正が行われるかっていうのは、私もわからないような状況でございます。

○中原委員長 その他、質疑はありませんか。新田委員。

○新田委員 国の基準が変わるから、それに合わせてと、背景にはもちろん物価高があるということで、100円ですけど、それでも厳しいという状況で、今、今後というのがあったんですけど、今後の1つの方向性として、これ以上、市民に負担もかけられないという中に、食事の質が落ちるというのは、選択肢でありますか。落とさざるをえないというのが、選択肢としてありますか。

○中原委員長 山口課長。

○山口高齢者福祉課長 食事の質という面につきましては、いろいろと施設の方でも工夫はされてはいらっしゃるのですが、いろいろと原材料のところの購入先を変えたりとかですね、方法はありますけれども、やはり、かけることができる費用にも、限界はあるのかもしれませんが、そこは各事業者の方で、他の報酬のところから補ったりされながら、何とかバランスを図っておられるような状況であるというふうに思っております。

○中原委員長 その他、質疑はありませんか。藤井副委員長。

○藤井副委員長 1点だけ。施設自体は、社会福祉協議会さんが、管理されていると思うのですが、この100円値上げというのを、利用者さん、ご家族、あと、キーパーソンの方、そういった方に周知する方法というのはこういった形をとられているのかお聞かせください。

○中原委員長 山口課長。

○山口高齢者福祉課長 はい、方法につきましては、やはり事前にはご説明をさせていただいて、同意書をいただくというような流れになろうかと思っておりますけれども、利用者と指定管理者が、契約をするというような立場になりますので、指定管理者の方から各利用者、ご家族、キーパーソンの方に、ご説明をするということになるのですけれども、その合意形成の方法としたら、書面という形もありますし、電話面談、様々あるかと思っておりますけれども、利用される家族の方の求めに応じ

て、変わってくると思いますけれども、基本的には書面であつたり、電話でやっているところが、まずスタートになろうかと思います。必要に応じて、面談ということも方法としてあろうかと思います。

いずれにしても、丁寧に説明をしていただければというふうに思っておりますので、もし、指定管理者の方から話を聞いてもご不明な点があるようであれば、ぜひ市の方も関わる中で、一緒にご説明していきたいというふうに思っております。以上です。

○中原委員長 その他、質疑はありませんか。他にないようですので、以上で議案第 77 号に係る質疑を終了します。福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(福祉保健部退室、子育て支援部入室)

○中原委員長 次に、議案第 78 号「三次市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。子育て支援部の説明を求めます。中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 それでは、議案第 78 号「三次市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明します。

本案は、国から、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例である三次市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正しようとするものです。その主な内容は、国の子ども・子育て支援法、第 13 条の改正により、第 2 項及び第 3 項が削除され、第 1 項のみとなったことに伴い、条例における引用条項を改正しようとするもので、施行日は公布の日からとしています。

まず、国の子ども・子育て支援法、第 13 条の内容についてご説明します。本条は、市町村が、教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、小学校就学前の子どもやその保護者、世帯主等に対し報告や文書の提出若しくは提示を命じ、または職員に質問させることができるという規定です。この 13 条は、第 1 項から第 3 項で構成されておりましたが、改正により、第 2 項と第 3 項が削除され、第 1 項のみとなりました。これにより、本市の関係条例の第 2 条におきまして、第 13 条第 1 項としていました部分を、第 13 条に改めるなどの改正を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○中原委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中原委員長 はい、質疑がないようですので、以上で議案第 78 号に係る質疑を終了します。

次に、議案第 79 号「三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。

子育て支援部の説明を求めます。中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 議案第 79 号「三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（案）」についてご説明します。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、関

係条例である、三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものです。

提案内容に入る前に本条例の概要についてご説明いたします。本条例は、市の認可事業として、家庭的保育事業等が満たすべき設備及び運営に関する基準を国の基準を踏まえて定めたものです。条例名にあります家庭的保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業のことを言い、主に0歳から2歳児までの保育を提供するものです。本市で実施している事業は、事業所内保育事業が2件、小規模保育事業が2件で、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業の実施はございません。なお、このたび満3歳以上限定、小規模保育事業が創設されたため、小規模保育事業は従来の事業と合わせて2種類となりました。

次に、提案内容の要旨としましては、主に満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、所要の改正を行うもの。地域限定保育士の一般制度化に伴い、地域限定保育士も保育士とみなすこととするもの。理学療法士等1人に限り保育士とみなすことができることとするもの。満3歳以上満4歳未満の園児に対する保育士の配置人数の変更について、この経過措置の期限を令和9年度末までとするもので、施行日は公布の日からとしております。また、児童対象性暴力の防止に関する規定を追加しようとするもので、施行日は令和8年12月25日としております。

次に、主な改正内容についてご説明します。まず、第6条、第18条、第27条、付則第3条、付則第6条につきましては、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものです。満3歳以上限定小規模保育事業は、3歳から5歳の子供だけを預かる小規模保育事業で、これまでは国家戦略特区のみで認められておりましたが、今年度から全国的に事業実施が可能となったものです。この満3歳以上限定小規模保育事業者については、保育内容支援、代替保育に係る連携協力を行う、保育所、幼稚園または認定子供園を適切に確保しなければならないこととしています。また、設備及び職員の基準については、小規模保育事業A型の設備及び職員の基準と同様としています。その他、3歳以上限定小規模保育事業については、連携施設に関する経過措置の対象外としています。

次に、第13条につきましては、児童対象性暴力等の防止に関する規定を追加しようとするものです。これにより、家庭的保育事業等は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に、利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認、その他の必要な措置を講じなければならないこととしています。

次に、第23条、第29条、第31条、第44条、第47条につきましては、地域限定保育士も保育士とみなすこととしています。地域限定保育士はこれまで国家戦略特別区域内に限り認められていましたが、この度、国の法改正により一般制度化されました。なお広島県は、地域限定保育士に係る国家戦略特別区域の認定を受けておりません。

次に、第29条、第31条、第44条、第47条につきましては、理学療法士等を1人に限り保育士とみなすことができることとし、ただし、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととしています。

最後に、改正付則につきましては、令和6年3月に国の基準改正により、3歳児の職員配置について、園児概ね、20人につき1人以上の職員を置くこととされているところを、概ね15人につき1人以上とするよう改められた際に、当分の間、従来の配置を認める経過措置が設けられておりましたが、このたび、国において、その期限を令和9年度末までとされたことから、本市におきましても同様に終期を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○中原委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。増田委員。

○増田委員 13条の児童対象性暴力等の防止という部分で、先ほど、利用園児を適切に保護するため従事者の犯罪事実等の確認と、ご説明ありましたが、三次市として具体的に、どのように、それに当たられていくのかっていうのと、12月25日ですかね、25日ということだったのですが、ど施行が、それまでの準備と条例改正以後となりますが、その準備等、システムとかがいるのかもかもしれませんが、改修とか、その辺りの準備等ができていく見込みになっているのか、お伺いします。

○中原委員長 中村部長。

○中村子育て支援部長 法施行に伴いまして具体的な取り組みでございますけれども、まず、学校や保育所などの事業者に求められる取組としましては、子ども、まず性暴力から守る環境づくり、また、子どもと接する業務に就く人に、性犯罪の前科の有無を確認すること、そして、性暴力の恐れがある場合には、子どもと接する業務に就かせないようにするということがございます。事業者は教員や保育所などの常に児童と接する業務の従事者について、雇い入れでありますとか、配置転換の際に、過去の性犯罪歴の確認が必要となります。これに向けまして、今、国からの通知により、デジタル庁が提供する事業者向け共通認証システムの「GビズID」というものがあるのですけれども、これを取得しまして、システムの方、子ども性暴力防止法関連システムのアカウントを作成しまして、そういった犯罪事実確認書交付申請を行うことで、犯罪事実の確認書を受領確認できますので、そういった業務の準備を進めているところでございます。

○中原委員長 増田委員。

はい、ご説明いただきまして、その準備を進めていただいているとは思いますが、当然に公立保育所の部分としては直接的にそういった部分っていうのは確実に確認等できると思いますが、委託保育所とか私立の保育施設等、その辺りの準備の確認、チェック体制というか、その辺りちゃんとできているのか、その辺りは当然やられると思うのですが、少し聞かせていただければと思います。

○中原委員長 中村部長。

○中村子育て支援部長 この準備につきましては、もう市内の保育所施設、教育施設等とも連携をしております、早速システムの方のアカウントも作成されている、準備をされているところもございまして、今後も国からですね、様々な情報提供があった際に、それをしっかりと共有して、適切に対応できるように取り組んで参ります。

○中原委員長 その他、質疑はありませんか。藤井副委員長。

○藤井副委員長 はい、こども家庭庁がアップしているこども性暴力防止法の概要だけは私も目を通させていただいたのですけれども。確かに、そういった性暴力がないように、予防としてですね、先ほどおっしゃられたような前歴があるなしとか、そういったものをしっかり調査するということは、明記があったのですが、例えばですね、万が一そういった事例があったときに、事業所として、例えば、どういった罰則というか、営業というか、そういう事業の事業停止であるとか、そういった罰則基準みたいなものが、ちょっと見えなかったのも、そういったことがあるのかどうかということと、もしそういうことがあったときに、いざ、三次市の保育とかそういったものですね、影響が出てくるのではないかなというふうなことを思ったので、その辺の想定について、お伺いしたいと思います。

○中原委員長 中村部長。

○中村子育て支援部長 犯罪事実確認等で、性犯罪の前科がある従事者が確認された場合なのですが、これは国のガイドラインによりますと、そういった犯罪事実が確認された場合、経歴詐称の場合には、内定取り消し、懲戒解雇などの措置が考えられるということです。また経歴詐称にならない場合には、対象業務以外の業務に従事させることを検討したり、まさに配置転換であったり、出向転籍といったことがございます。十分に検討しても他の選択肢がない場合には、普通解雇が想定されるということで、ガイドラインのほうには記載がありますので、こういったものに沿ってしっかりと対応して参りたいと考えております。

○中原委員長 はい、藤井副委員長。

○藤井副委員長 はい、個人の扱いというのは大体わかるのですが、例えば事業所として、何かこう、事業停止とかそういった罰則というのは、ないというふうに理解してよろしいのですか。例えば、事件を起こしてしまって、その事業所、よくあるじゃないですか。お店とかでも、食中毒を出したら何日かの営業停止とか、そういったものがあるじゃないですか。例えば、事業所でそういった性暴力が行われたという事実が発覚したときに、その事業所が何日間か、例えば、1ヶ月間の運営停止とか、そういったことが、起こりうるのかどうか。というのが聞きたかったのです。

○中原委員長 中村部長。

○中村子育て支援部長 この児童対象性暴力の防止法によりまして、やはり雇入れの際に、しっかりとその経歴犯罪経歴がないかどうかを確認するという取組を行って参りますのと、あと、今いる職員についても、3年以内に、そういった構造的に子どもと接する職業、職場の場合には、そういった経歴がないかを確認することが義務化されておりますので、まずそういった取組をしっかりと行って参りたいと思います。

しかし、そうしながらも万が一そういったことが起こった場合には、まず、子供の安全を図るような措置を行うとともに、やはり、再発を二度としないような取組というの、職場の中で徹底をしていきたいというふうに考えております。

○中原委員長 山村委員。

○山村委員 今の副委員長の質疑ですけれども、もうそれ以上のことは、やはり刑法の方で罰則な

り、対応があるので、この条例に関しては、もうそれ以上のことは問えないのではないかと思います。

○中原委員長 はい、小田委員。

○小田委員 単純に聞きたいのですけども、この13条、今のことですけど、先ほどの説明の中でも職員を採用する際とかに、事前調査をしてというふうに言われますけども、やり方ですよね、どのようにやっぱりその個人の情報を、事前に調査をしていくのだからから、要は市役所では多分できないですよね。担当課ではできないですね、その人がどういう人なのかというと、警察の方に情報を、私なら小田伸次という人間が来ているのですけど、この人の犯罪歴とかいうのを教えてくださいという形のやり方をするのでしょうかね。各事業所も事業所でそういった職員を雇うときには、そういうものは、そういう動きをしてくださってということなのではないでしょうかね。やり方をちょっと教えてください。

○中原委員長 中村部長。

○中村子育て支援部長 性犯罪歴に関する情報の管理といった部分でございますけれども、まずこの性犯罪歴に関する情報というのは、法務省の方で厳重に管理をされております。

この度、私どもがGビズIDを取得し始めていることも家庭庁が、新たに運用する、この子ども性暴力防止法関連システムでありますけれども、これらの情報をすべてこの子ども家庭庁が所管するシステムが管理しているというわけではございませんで、事業者からですね、この方の犯罪歴についてどうかということの申請をシステムの方に送られますと、子ども家庭庁のシステムが、法務省の方に、性犯罪歴の有無を問い合わせ、その結果を事業所に事業者に伝えるというような流れになっております。ですので、事業者は、その対象者については性犯罪歴の閲覧のみにとどめまして、記録保存は控えることとされています。

万が一その時点で情報漏えいが起こった場合には、子ども家庭庁に直ちに報告をして、必要に応じて子ども家庭庁が立入検査等を実施し、是正命令公表することとされております。何分この性犯罪歴というのは、機微な情報でありますので、この情報扱を扱う担当のものというのは必要最小限にすることで、適正な管理に努めていきたいというふうに考えております。

○中原委員長 小田委員。

○小田委員 だから、僕は単純に聞きたかったのですよ。そういうのを、どこへ言うのかなと。市で雇う保育所とかの職員だったら市の方で、それについてできますが、事業所の方は、今の説明だと、子ども家庭庁の方に、連絡をしてやってくださいっていう情報で回るってということなのですか。警察ではなくて、子ども家庭庁に言って、それをいただくという、というのがやっぱり、かなりの人数なので、その辺のところが、どこに言うのだろうかかなあと思ったのですよ。

○中原委員長 中村部長。

○中村子育て支援部長 ですので事業者の方は、子ども家庭庁の方に、システムを通じて、問い合わせをして、その結果を、システムの方から受け取るというような形になります。

○中原委員長 その他、質疑はありませんか。他にないようですので、以上で議案第79号に係る質疑を終了します。

次に、議案第80号「三次市特定教育・保育施設等の運営基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。子育て支援部の説明を求めます。中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 議案第80号「三次市特定教育・保育施設等の運営基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明します。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

はじめに本条例の概要についてご説明いたします。県または市の認可を受けた施設及び事業が、施設型給付費や地域型保育給付費といった公的な財政支援の対象となるためには、市の確認を受ける必要があります。本条例は、この確認を行うにあたり、満たすべき基準について、国の基準を踏まえて定めたものでございます。条例名にあります特定とは、市から確認を受けたことをあらわしており、特定教育・保育施設等は、保育所、幼稚園、認定子供園のうち、市の確認を受けた施設のこと、本市においては、保育所が2ヶ所、幼稚園が1ヶ所、認定子供園が1ヶ所ございます。また、特定地域型保育事業とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の4つの事業のうち、市の確認を受けた事業をいい、本市においては、事業所内保育事業が2件、小規模保育事業が2件ございます。

なお、このたび、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたため、小規模保育事業については従来の事業と合わせて2種類となりました。提案内容の要旨としましては、主に満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、所要の改正を行うもの。禁止行為として、幼保連携型認定子供園及び幼稚園である特定教育保育施設の職員が園児に虐待する行為を追加するもので、施行日は公布の日からとしています。それでは主な改正内容についてご説明します。第2条から第20条までと、第35条から第52条までにつきましては、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、当該事業に関する利用定員、入所に係る利用調整方法等を定めるものです。次に、第25条につきましては、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定子供園法と、学校教育法の一部が改正されたことにより禁止行為として、幼保連携型認定子供園及び幼稚園である特定教育保育施設の職員が園児に虐待する行為を追加するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○中原委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。増田委員。

○増田委員 はい、最初の方の説明で第2条からあたりぐらいになるかもしないですけど、満3歳以上限定小規模保育事業というのが創設されたということなのですけど、現状ではないですよ。3歳未満の方しかないのですけど、今後、この条例上、設置されて可能になっていくということなのですけど、もちろん認可とか確認の関係性もあるかもしれませんが、市として、3歳児以上の小規模保育所については、設置の可能性とか考えていらっしゃるのか、全くそれがいいのか、その辺りお聞かせいただければと思います。

○中原委員長 中村部長。

○中村子育て支援部長 本市の状況を見ますと、まず3歳児の受け皿が不足しているという課題はございませんで、待機児童も発生しておりません。

また、近年の就学前児童数の減少に伴い、市内の保育所等における入所児童数も減少傾向にあります。このようなことから、現時点で、この満3歳以上限定小規模保育事業所を新たに開設する必要はないというふうに考えております。

○中原委員長 増田委員。

○増田委員 はい、規模適正化とかそういった観点の方がむしろ出てきているので、必要性、その人数の関係から言うと必要性というのは、非常に、少ないのかなとは思うのですが、それとは違って小規模保育所、自然と小規模なっているところもあるのですが、考え方として、小規模的な保育、家庭的保育とかそういった観点から、3歳児以上でも小規模の保育が、必要だとかそういった考えとか、そういった辺りは、今、現時点ではいかがなのでしょう。

○中原委員長 中村部長。

○中村子育て支援部長 国の保育所の保育方針では、3歳以上の幼児期については、多様な人間関係でありますとか、集団活動を通じた育ちを注視しています。

まず、この3歳以上の限定小規模保育事業につきましては、都市部の方で、0から2歳までの、いわゆる従来の小規模保育事業の、そういった児童が卒園を迎える際に、受け皿がないというところが1つの大きな課題でありまして、そういったものの解消として、都市部において、一部の地域で、国家戦略特区において導入された背景があるというふうに認識をしております。そういった集団の育ちを重視しておりますので、やはり3歳以上については、小規模というよりも、集団での育ちが担保できるような、保証できるような、そういった保育所のあり方ということは考えていきたいというふうに思います。

○中原委員長 その他、質疑はありませんか。他にないようですので、以上で議案第80号に係る質疑を終了します。

次に、議案第81号「三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。子育て支援部の説明を求めます。中村子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 議案第81号「三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明します。

本案は、国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

はじめに、乳児等通園支援事業の概要についてご説明いたします。乳児等通園支援事業は、いわゆる「こども誰でも通園制度」として、令和8年4月から全国で開始された新しい通園給付制度です。本制度は、すべての子どもたちの育ちを応援するため、保護者の就労要件等を問わず、0歳6ヶ月から満3歳未満の未就園児が月10時間まで保育施設を柔軟に利用できるというものです。市

内で本制度を利用できる施設は、公立保育所では5ヶ所、私立の保育施設では2ヶ所の合計7施設でございます。提案内容の要旨としましては、まず、児童対象性暴力の防止に関する規定を追加しようとするもので、施行日は令和8年12月25日としております。

次に、地域限定保育士の一般制度化に伴い、地域限定保育士も保育士とみなすこととするもので、施行日は公布の日からとしています。続いて、主な改正内容についてご説明します。第13条の2につきましては、児童対象性暴力等の防止に関する規定を追加しようとするものです。乳児等通園支援事業者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に、利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認、その他の必要な措置を講じなければならないこととしています。

最後に、第22条第1項につきましては、一般型乳児等通園支援事業所において、地域限定保育士も保育士とみなすこととしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○中原委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中原委員長 質疑がないようですので、以上で議案第81号に係る質疑を終了します。子育て支援部の皆さん、ありがとうございました。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。（子育て支援退室、教育部社会教育課入室）

○中原委員長 それでは、次に、議案第82号「三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。教育部の説明を求めます。宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 それでは、議案第82号「三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例である三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。説明資料をご覧ください。改正内容は、第10条第3項において、放課後児童支援員の資格要件を定めておりますが、第1号の保育士の資格を有するものは、地域限定保育士を保育士としてみなすよう改正するものでございます。

2に記載しておりますように、地域限定保育士につきましては、先ほど子育て支援部から説明があった通りでございます。また、第12条、虐待等の禁止の改正は、児童福祉法第33条の12、各項が追加されたことに伴う改正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○中原委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中原委員長 質疑がないようですので、以上で議案第82号に係る質疑を終了します。教育部の

皆さん、ありがとうございました。説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(教育部社会教育課退室、教育部社会教育課・甲奴支所入室)

○中原委員長 次に、議案第83号「三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。教育部の説明を求めます。宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 議案第83号「三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明申し上げます。

本案は、三次市ジミー・カーターシビックセンターの平和学習センターのオープン等に伴い、施設利用料金及び観覧料を変更するため、関係条例である三次市ジミー・カーターシビックセンターの設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。説明資料をご覧ください。1、施設の概要ですが、プラネタリウムは固定席が70隻ございます。現在、プランプラネタリウムの番組上映は行っていないため、観覧料を廃止し、新たに貸し会場として施設利用料金を設定しようとするものでございます。講演会やミニコンサートなどのイベント等、小ホール的な使用を想定しております。

続いて、平和学習センターは令和5年、6年の2年をかけて、第39代ジミー・カーター元大統領夫妻の功績を紹介するよう、展示内容をリニューアルしております。7月末までに施設の内壁改修工事が終わる予定ですので、オープンを行うにあたり、新たに観覧料を設定しようとするものでございます。2の料金でございますが、プラネタリウムにつきましては、ジミー・カーターシビックセンターの他の施設と合わせて、6つの区分と、平日、祝土日で料金を分けて設定しようとするものでございます。平和学習センターの観覧料は一般200円で、高校生以下、身体障害者手帳をお持ちの方と、その介助者については無料としております。資料の2枚目には、施設の位置図や概況の写真を掲載しております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○中原委員長 説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。細美委員。

○細美委員 すいません。ちょっと単純なことを聞くのですが。区分分けて午前、午後、あと、一緒にいろいろありますが、この午前っていうのは何時から何時まで、午後は何時から何時まで、全日なら何時から何時までというのは決まっているのですか。これちょっと記載がないのですけども。

○中原委員長 山西社会教育課長。

○山西社会教育課長 はい、ジミー・カーターシビックセンターの設置及び管理条例の中に開館時間を、9時から22時というふうに設定させていただいておりますので、午前が9時から正午まで、午後が正午から午後6時まで、午後6時以降に22時までを夜間というふうに取り扱っておるものでございます。

○中原委員長 他に質疑はありませんか。増田委員。

○増田委員 はい、先ほどの細美委員の質問に関連するのですが、今回、付けていただいている資料なり、改正の別表とかを見させてもらいますと、午前、午後、夜間とプラネタリウムの平日で

すと2,200円、3,300円、夜間が4,400円となっているのですが、全日の方が11,000円で、これを見ると全日の方が高いのですが、これなんか、区分ごとに使うのと、全日とで料金が違うのはこれ何か理由があるのですか。

○中原委員長 山西課長。

○山西社会教育課長 この度、使用料金の設定をさせていただくにあって、指定管理者の方とも協議をさせていただきながら、今ある、これまでの利用状況、ミニコンサートであるとか講演会といったものの活用であると、いわゆる、午前とか、午後とかの半日単位のような使い方の方が、多いだろうという想定もありまして、より使いやすいのはこちらではないかということも踏まえて、協議をさせていただいて、このような料金設定とさせていただいたところでございます。

○中原委員長 増田委員。

○増田委員 はい、協議されて決められたということで、その辺りは理解するのですが、午前、午後、夜間を合計する金額が平日ですと、9,900円ですかね、全日にすると11,000円で、全日の方が高くなるのですが、区分ごとに、これは何か意図的なものとか、何か理由があるのですか。

○中原委員長 山西課長。

○山西社会教育課長 はい、特に大きな意図ということはありません。この度、施設を利用いただく中で、より活用を見込んでいきたいという中で、貸し会場していきたいというところの中で、料金設定をさせていただきました。ですが、実際のところ地元等で使われる場合は、条例にもありますけれども、これを上限額として、減免措置等を行っていくというところもありますので、そういったところについては、引き続き、指定管理者とよりよい使いやすさは、協議をさせてもらいながら進めていこうということもありましたので、一旦こちらのものを提案させてもらったというか、今回はこの金額を設定して提案させてもらったという状況でございます。

○中原委員長 その他、質疑はありませんか。新田委員。

○新田委員 平和学習センターの方のオープンが8月というふうに、今ご説明があったと思いますけれども、これまで議会でも、この平和活動センターのあり方について、幾らか全員協議会や一般質問でも出てきた中に、私の記憶にあるのは、広島市の平和研究センターの監修を得たというのがあったと思うのですが。そういったものの集大成としてあるものを、地元関係者、或いは教育関係者、そういった皆さんに、事前にこういったものですよというのを、よくよく見てもらう機会、オープンまでに、そういったものの何か計画がおありでしょうか。

○中原委員長 秀吉甲奴所長。

○秀吉甲奴支所長 はい、すいません。オープンは8月1日を予定しております。オープニングセレモニーというものは、7月29日の予定という形にしておりますが、現在、他の方をご招待して開館までにということは、今のところは考えておりません。

○中原委員長 新田委員。

○新田委員 広島市の平和公園の資料館の入館者は、この何年かで随分増えている。地方にあっても、そういったものを広く利用していただくための一定のPRというようなものが、要るのではないかと考えますけどいかがでしょうか。

○中原委員長 山西課長。

○山西社会教育課長 はい、まず指定管理者の方で管理していただいていますホームページがございしますので、そちらの方でしっかりとPRをしていただくということがありますし、また市としても、しっかりと広報等を通じながら、こうした新しくリニューアルしたということとですね、しっかりと施設を使っていただきたいということもございますので、PRをしていきたいというふうに考えております。

また、オープンの暁には、校長会等を通じて、各小中学校へも、こうした施設の概要といったところを、教育委員会としても周知、発信していきたいというふうに考えているところでございます。

○中原委員長 その他、質疑はありませんか。小田委員。

○小田委員 はい、まず、料金設定、今までなかったものが、料金が設定されたり、料金改定がされたりというのがありますけども、大体どのぐらいの拝観料を見込んでおられるのかということと、もう1つ、現行では、プラネタリウムの投影日というのがあったのが、今度の改正ではそこが全く消えていったということは、プラネタリウムは、貸館としての名前ではプラネタリウムになっているけども、プラネタリウムの機能というものを、今後どのように考えておられるのか、たちまち、今動かないから落としたのか、そこをお聞かせください。

○中原委員長 山西課長。

○山西社会教育課長 はい、平和学習センターのこれまでの入館、近年で多いところで1,500人程度というふうに、今指定管理の方から報告をいただいております。ただ、当然、子どもさんもいらっしゃいますので、これがすべてですね、200円かかって掛けると1,500人の200円ですと30万円になろうかと思うのですけれども、それよりは下回ってくるというところがございます。ただ、先ほど新田委員の方からもおっしゃっていただいたように、平和記念資料館等も、今、非常に来館者も増えているという状況がありますので、正直、何人が本当に来ていただけるかというところは、我々もちょっと、今、手探りの状態があるのが正直なところでございます。まずは、この半年、このオープンの中で、しっかりと、以前の多かった1,500人程度には、戻していけることを目指していきたいという考えは持っているところでございます。

それから、プラネタリウムの投影の観覧料のところでございますけれども、大人で500円を基準に設定をさせてもらっておりましたけれども、以前はプラネタリウムで星空を投影するのと合わせて30分程度のアニメ映画といいますか、番組を買ってくるといいますか、購入してですね、それを上映するというのが、セットで上映させていただいておりまして、それが投影日を決めておったというところでございます。ですから、この番組の投影に当たりましては、施設の設備改修等も必要な中で、今、番組の上映というのが行わずに、また、専門のスタッフの方もいらっしゃいましたけれども、退職を機に休館のような状態が続いておりました。ですが、星空、投影がまだ可能でございますので、それについては、この間も学校の授業等で、利用したりだとか、星空を投影する中で、ちょっとコンサートしてみたいよというようなお声もあるというところのお声から、指定管理者の方から貸し会場としての設定を今回新たに組みたいということの、ご意見、ご要望もあつ

たものですから、リニューアルオープンとあわせて、料金改正をご提案させていただいているという状況でございます。

○中原委員長 小田委員。

○小田委員 ということはですね。プラネタリウムの星空を、投影すること自体はできると。この料金の中に、それを利用した場合はいくらっていうのが多分ないと思います。それを利用しない場合のみの金額、それともこの金額は、星空を投影してコンサートをやるときに借りる部分も、プラネタリウムの星空を投影するという機能を使うこと自体も、この料金の中には入っているというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○中原委員長 山西課長。

○山西社会教育課長 はい、投影については、現在のスタッフでも可能ということでございますので、それを使われる、使われないは、利用申請される方のご判断ところもあると思いますけど、それについては、この料金の範囲内の中で、指定管理者の中で運用していただくことを、今考えております。

○中原委員長 小田委員。

○小田委員 つまり、この料金だからそれを導入することができるということと、私はさっきも聞いたのは、このプラネタリウムは、今後そのまま、今言ったような利用だけで使っていこうと思っているのか、もしくは、それを説明できる説明員のような方が、もし付いていただけるなら、またそういう形をやっていこうというふうに思われているかを、ちょっと聞かせてください。

○中原委員長 山西課長。

○山西社会教育課長 はい、できる限り指定管理者の方も努力いただいて、そういった専門知識のある方の雇用というところは頑張っているところでございますけれども、なかなか今の状況では、星空投影はできるけれども、開設まではできないのだということは、指定管理者の方も、なかなか難しいということはおっしゃっておられます。引き続き指定管理者とも、そこは、連携をさせていただかないといけないとは思いますが、まず、今ある施設をどうやっていかに使えるかというところでさせてもらっております。まだ、星空とプラネタリウムそのものが、施設が大きく使えなくなるというようなところは、聞いておりませんので、今ある使い方をどのようにできるかというところをしっかりと考えていきながら、対応は考えていきたいというふうに思います。

○中原委員長 よろしいですか。その他、質疑はありませんか。質疑がないようですので、以上で議案第83号に係る質疑を終了します。

教育部の皆さん、ありがとうございました。一部説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(教育部社会教育課・甲奴支所退室、教育部教育企画課入室)

○中原委員長 次に、議案第84号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。教育部の説明を求めます。宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 議案第84号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」についてご説明申し上げます。

本案は、三次市立小中学校のあり方に関する基本方針に基づき、令和9年4月1日から三次市立学びの多様化学校を設置することに伴い、関係条例である三次市立学校設置条例の一部を改正しようとするものでございます。説明資料をご覧ください。改正内容は、条例の別表第2に新たに三次市立学びの多様化学校の名称と位置を追加するものでございます。名称と設置場所は、ご覧の通りでございます。旧三次市立君田中学校の施設を改修して利用いたします。その他、主な協議経過をご覧ください。本校の設置に向けては、三次市立学びの多様化学校等の設置に係る検討会議や、君田地域の皆様、議会の皆様へそれぞれ説明を行って参っております。

また、教育委員会会議におきまして、5月21日、設置の決議をいただいております。次のページをご覧ください。多様化学校の概要をつけております。専任の校長を置く独立した中学校として設置し、学校規模は各学年1学級、1学年10名程度、計30名程度の学校規模を予定しております。対象者は市内に居住し、在籍する学校への登校が困難となり、不登校状態、または不登校傾向が見られる生徒で、次のアからオのいずれにも該当するものでございます。通学方法につきましては、公共交通機関や保護者送迎に加え、スクールバスを運行する他、補助制度も導入する予定です。学習面や生活面におきましても、制服等の指定を行わないことや、生徒の努力や家庭を重視した評価、生徒の意見を尊重した学校行事、部活動の運営など、生徒一人一人に寄り添った柔軟な学校づくりを目指して参ります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○中原委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。新田委員。

○新田委員 はい、学校設置条例からの削除というのが、改正される条例であるわけですけど、旧君田中学校は、昨年12月議会において、削除するという条例改正が提案された。で、この6月議会には今、まさにこれで、多様化学校の設置の学校設置条例が提案されているということですけど、君田中学校を、単純に言えば、これ名称変更で対応できなかったのか。

できない理由があれば、或いはそれを一旦、中学校はなくして、多様化学校にするという手続きが必要な理由。それから、条例を残して休校にすることで、普通交付税の算定基準に加わるかなというふうに思ったのですが、調べたら、児童数がゼロ、生徒数ゼロの学校は基準にならないというのがわかりましたので、それは問わないのですが、その折に、これ一旦学校が、今年1年間は、生徒はいないということになる。だけど、交付税については、激変緩和措置も可能というような文言があったのですよ。もう、来年また開校するのは明らかであります。そういったものはあるのか、或いはそういった手続きが進んでいるのか、これを教えてください。

○中原委員長 宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 条例の作り方というか、使い方ですけれども、学校のあり方に関する基本方針に基づきまして、君田中学校の再配置に関しましては、先ほどおっしゃっていただきましたように、12月定例会において、三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案を提案してご可決いただきました。この時点においては、君田中学校を学びの多様化学校の設置場所としては選定していないという状態でございました。しかしながら、君田中学校の廃校につきましては、令和7年の5月

に教育委員会会議において、議案として提出をして、廃止ということを可決していただいております。

したがって、教育委員会会議で廃止の決議を受けておりますので、関係条例の三次市立学校設置条例から君田中学校を削除する条例案を提案していくということは、法令遵守の観点からも、このようにするべきものというふうに考えております。交付税の後でございますけれども、学校の機能を停止して、教育活動を行っていないということから、算定の基礎には該当しないということになります。確かに段階的に交付税の激変緩和措置というのはございます。幾らになるかというのはすいません。手元に資料ございませんのでお答えが難しいです。

○中原委員長 新田委員。

○新田委員 後からいきますけど、来年開校することは本議会のこの条例改正を決定になる。教育委員会会議でもすでに決定されているということで、その開設準備が進んでいる中で、1校分なくなったから、今年度、全部その交付税措置が0円ではないと、幾らかあるというだろうということですね。理解しましたが、関連で聞かせていただければ、開設にあたっていわゆる、多様化学校のための、特別な予算措置というようなものは、具体的にどんなものがあって、あるのかということと。

もう1点、去年の12月定例会で、廃止の削除の条例改正なって、要は、それに従って進めたということですけど、同時に、学校募集を12月に募られていますよね、手を挙げてくれてと、小規模特認校と多様化学校の候補はないですかと。1月年明け早々にはすでにもう、学びの多様化学校検討会議の設置要綱を決められている。要は、もう学校がその時点で決まっているという状況ではなかったのかと。なら、法的にも、学校名称変更だけで対応できるっていうのは、やっぱり選択肢ではないのでしょうか。要は、学校はすでに12月或いは1月年明け早々の段階では決まっている。候補学校がという状況は、そういったことの判断にはならなかったのでしょうか。

○中原委員長 宮脇部長。

○宮脇教育部長 先ほど12月に公募とおっしゃいましたが、公募したものではございません。市の方から、現在、閉校もしくは閉校見込みのある学校の中から、施設として使えるような学校の一覧表を、全員協議会の方でお示しいたしまして、そこに候補が4校あったということでございます。先ほどおっしゃいましたように、確かに1月には学校の設置というのは決まっておりました。しかしながら、やっぱり手続きといたしまして、すでに教育委員会会議の方で廃校が決まっております、それをやはり市の条例の方で、位置と場所を削っていただくというのは、手続きとしては当然必要な手続きだろうというふうに考えております。多様化学校の予算でございますけれども、今年度、施設の方を改修する予算がございまして、そちらのほう国の補助をいただいております。名称の方はすいませんちょっと。あんまり把握しておりませんが、学校施設環境改善交付金をいただく予定となっております。

○中原委員長 その他、質疑はございませんか。増田委員。

○増田委員 今回の条例改正は、シンプルに学校名と場所が付け加えられただけ、そういう状況なんですけど、その中で、全員協でも一定の部分でご説明いただき、この名称でスタートして、その

後、生徒やコミュニティスクールの関係者などを含めて検討していくってことだったのですが、今回の学校名については、いつごろ決められて、その後、条例改正になるのだと思うのですが、そのあたりのスケジュールというのはどのようになっているのかをお伺いするのと。それともう1つ、この名称自体ですよね、これちょっと全員協議会のときにご答弁がなかったような気がするのですが、この名称自体は、全国的にもちょっと珍しい名称で、仮の名称としてはわかるのですが、今回もう入学、1年生が入ってくるという段階なるとこの学校名で入学されるということになるのですが、そういう中でこの名称を選定された理由ですよね、そのあたり、選定理由とその選定の過程について、1点目としてお伺いします。

それと2点目として、通学についてなんですけど、これもまた全員協でご説明いただいて、最初、スクールバスはもちろん、朝夕1便出されるのですが、最終的には、全員協議会でも保護者の責任で通学ということでご説明をいただいているのですが、どうしても不登校状態にある場合、朝の登校がしんどいとかっていう部分もありますが、もうこれは、基本的に、保護者が送迎するということになるということではよろしいのか確認させてもらいたいのと、それとあわせて、通学が理由で入学を断念するケースがあるのは、あんまりよくないと思いますので、そのあたり、ご家庭の都合もあって、入学を断念されるっていう可能性もありますので、そのあたりをどのように防いでいこうと考えていらっしゃるのか。お伺いします。

○中原委員長 藤本教育部次長。

○藤本教育部次長 はい、1点目の学校名の今後の変更のスケジュール等につきましてですけれども、本当に子供たちが、まずは、通って、この学びの多様化学校の理念だったり雰囲気だったり、そこを少し味わった後に、子供たちと一緒に考え始めるということですので、何月に決定しますということとは、まだ申し上げることはできません。少ないし、いわゆる1学期に決定するということはないというふうに思っております。名称自体、今は三次市立学びの多様化学校ですけれども、まずは、本当にこの学びの多様化学校というものを、しっかり、保護者、生徒、地域の皆さん、関係者等にしっかり理解をしてもらいたいということで、今の学びの多様化学校という言葉を使っております。

3点目ですけれども、通学について、スクールバスの方の整備を対応いたしましたのと同時に、新たな補助制度を導入予定ということで、具体の検討に入っている段階です。これも本当に、どこの地域の子がどんな状態で、通ってくるのかということが把握できない中で、詳細の支援というところを考えると大変に困難な状況です。ただ、登校自体がしんどい、子どもさんということとは十分に想定できますので、そこについての支援っていうのは幾らか考えていかなければならないと思います。

○中原委員長 増田委員。

○増田委員 はい、2番目の方の新たな補助制度と、もしかしたら、その意味というのはお金の面だけでなく、様々な部分で、市内は広うございますので、その全域からの通学っていうのを保障していこうという部分で、理解させてもらいますし、そのあたり、確かに今の時点でこうというのは言えない。わからない部分があって、入られた個々の生徒さんの状況に応じて、考えていただける

部分だと思いますので、そのあたりはわかりました。最初の学校名の方なのですが、1学期内はないってことなのですが、これはもう1学期内はないってのがわかりますけど、これ1年というか1年目、例えば、今の子どもさんが3年生に上がる段階では、新しい学校名になるような感じでとらえてよろしいのか、お伺いします。

○中原委員長 藤本次長。

○藤本教育部次長 はい、本当に明確に、必ずや1年以内に100%と言えるかどうかと言われると難しいところありますが、見通しとしましては、初年度に、子どもたち、関係者等様々な意見を交わしながら、決めていきたいとは考えております。

○中原委員長 増田委員。

○増田委員 はい、学校名については、1年っていうのはわからないってことだったのですが、卒業までには、そうですね。今3年生の方がいらっしゃる可能性があるので、できれば、今度、3年生の子が入られる可能性もありますので、できれば、もうずっと続く名前です、卒業して、卒業証書を作っていたきたいという部分ありますので、その辺りは考えていただきたいと思うのですが、それともう1つ、この条例改正そのものについてなんですけど、今回、付則について一番下の付則のところで、この条例は令和9年4月1日から施行するというふうに書いてありますが、様々な準備が必要だと思いますし、例えば、就学通知を出すとかそういった部分もあるかなと思います。行政手続きとか行政行為っていうか行政処分っていうのですかね、そういった部分、法的行為が、発生すると思うのですが、今回、学校の廃止とかとかいう部分じゃなくて、学校の新設でありますので、新しい学校を作っていくという部分でありますので、そういったことにおいて、他の自治体の事例を見ますと、割と準備行為の規定を書いているところが多いのです。施行前に準備手続き、準備を行っているという部分で書いている部分が多いですし、実際、三次市の条例、学校設置条例でも、三良坂ですよ、今のひらがなの、みらさか小学校設置のときには、この条例の施行に関し必要な行為は、云々かんぬんというふうに規定をされているのですが、その辺りの規定の必要性はなかったのかお伺いします。

○中原委員長 宮脇部長。

○宮脇教育部長 はい、行政事例によりますと、学校施設の管理事項の多くは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって定められておりますので、設置のみを条例で定めれば足りるというふうにされておりますので、今回設置のみとさせていただきます。

三良坂のときには、4月1日時点で校歌と校章等がもう決まっております、その校歌等を選定するに当たりまして、知的財産の方の関係で委託に出していたような経過も聞いておりますので、そのようなことは、今回、学校が始まってから、校歌等は作りますので、その他につきましては、地教行法等で処理できるものというふうに判断しております。

○中原委員長 増田委員。

○増田委員 はい、確かに地教行法で教育委員会の権限っていう部分であるかなとは思いますが、先ほど申し上げましたに就学通知とか出す場合に、この学校に入学できますよってのを多分出されるのではないかなと思うのですが、そういった行政行為する場合において、例えば3

月中か2月中かわかりませんが、そのあたり出されるのだった場合、その時に学校がないのですが、条例上、そのあたりは、法令上問題ないということではよろしいのか、ちょっと確認の意味でもう1回聞かせてください。

○中原委員長 宮脇部長。

○宮脇教育部長 はい、その他教員の人事等もございますけれども、この条例が4月1日から施行されるということで、各種通知等も4月1日からのものというふうになりますので、問題ないものと考えております。

○中原委員長 その他質疑はございませんか。他にないようでございますので、以上で議案第84号に係る質疑を終了します。教育部の皆さん、ありがとうございました。一部説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(教育部教育企画退室、教育部学校教育課入室)

○中原委員長 次に、議案第88号「動産の買入れの契約について」の審査を行います。教育部の説明を求めます。宮脇教育部長。

○宮脇教育部長 議案第88号「動産の買入れの契約について」ご説明申し上げます。

本案は、小学校用タブレット端末の買入れにつきまして、株式会社大塚商会と4,656万8,336円で、契約することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第3条の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。提出資料をご覧ください。令和3年度に児童生徒1人1台端末の導入から5年がすぎるため、昨年度より順次、公立学校情報機器整備事業を活用し、更新をしております。今回は、市内小学校5、6年生用の884台を更新するものでございます。

なお、当初予算では、小学校の4、5、6年生のタブレット端末、1,235台を予定しておりましたが、想定より価格が大幅に上昇したため、5、6年生分の台数に縮小して入札をしたものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○中原委員長 ただいま説明が終了いたしました。これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。細美委員。

○細美委員 はい、すいません。ちょっと一点、聞きたいのですが、要は当初予算よりも、2,800万円ぐらい予算が余ると思うのですが、今後、その予算については、補正で落としていくのか、または追加で、新たに4年生部分を追加で増やしていくのかという考えは、今のところどうなのか教えてください。

○中原委員長 新谷学校教育課長。

○新谷学校教育課長 はい、この5、6年生のタブレット以外の残金に関しましては、今後、予定額に残金がありましたので、その残金について追加購入を今後は検討していきたいと考えております。

○中原委員長 その他、質疑はございませんか。増田委員。

○増田委員 今、細美委員の質問に対して追加購入を検討していくという部分がありましたが、

今の状況ですよね、４年生以下の状況というのは、追加購入するとしても、多分、全部っていうのはどうなのかっていうのがありますが、今、使える状況であるのですか。今現状、今使っている子どもたちの分が、その辺りいかがでしょうか。

○中原委員長 新谷課長。

○新谷学校教育課長 現状では、今１年生から４年生までの物については、対応ができるというふうに考えておりますので大丈夫かと思えます。

○中原委員長 はい、新谷課長。

○新谷学校教育課長 はい、今、子供たちが持っております。

○中原委員長 宮脇部長。

○宮脇教育部長 現在、皆問題なく使えておりますので、もしその故障等生じましたら、他の機械も持っておりますので、教育活動には問題ないものと判断しております。

○中原委員長 その他、質疑はありませんか。小田委員。

○小田委員 １つだけ聞かせてください。この884台、先ほど、もうトラブルがもしあったときの、例えば代替機というような形の分も入っているのか、もしくは884人の子どもちょうどの数なのか、そこをちょっと教えてください。

○中原委員長 新谷課長。

○新谷学校教育課長 はい、児童生徒数の１５％を予備機ということで調達することで、予備機の補償対象もしております。

○中原委員長 小田委員。

○小田委員 だから、１５％予備機も購入されるのが884台ということで、予備がちゃんとあるということで理解していいですね。

○中原委員長 その他、質疑はございませんか。細美委員。

○細美委員 ちょっと、もう１度教えてください。先ほど、追加するということだったのですけれども、その追加っていうのは、やっぱり再度入札をかけるのか、このまま変更して対応するのかっていうところを教えてください。

○中原委員長 宮脇部長。

○宮脇教育部長 変更契約で対応できるように今は検討しているところでございます。

○中原委員長 その他、質疑はございませんか。質疑がないようですので、以上で議案第８８号に係る質疑を終了します。

教育部の皆さん、ありがとうございました。それでは、ここで一旦休憩をいたします。再開は、１１時４５分といたします。

午前１１時３４分休憩

午前１１時４５分再開

○中原委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。それではこれより議案９件の採決を行います。配付しています審査報告書に従って、討論の後、採決といたします。

それでは、議案第７７号「三次市特別養護老人ホーム設置及び管理条例の一部を改正する条例

(案)」の討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中原委員長 討論なしと認めます。これより議案第 77 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 78 号「三次市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例(案)」の討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中原委員長 討論なしと認めます。これより議案第 78 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 79 号「三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(案)」の討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中原委員長 討論なしと認めます。これより議案第 79 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 80 号「三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)」の討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中原委員長 討論なしと認めます。これより議案第 80 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 81 号「三次市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)」の討論を願います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○中原委員長 討論なしと認めます。これより議案第 81 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○中原委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 82 号「三次市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)」の討論を願います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中原委員長 討論なしと認めます。これより議案第 8 2 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中原委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 3 号「三次市ジミー・カーターシビックセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」の討論を願います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中原委員長 討論なしと認めます。これより議案第 8 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中原委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 4 号「三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）」の討論を願います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中原委員長 討論なしと認めます。これより議案第 8 4 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中原委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 8 号「動産の買入れの契約について」討論願います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中原委員長 討論なしと認めます。これより議案第 8 8 号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中原委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

続いて、委員長報告に付すべき意見や要望等について、自由に討論して参りたいと考えます。意見のある方は挙手を願います。増田委員。

○増田委員 はい、先ほども質疑の中でしたのですが、議案 8 4 号の学校ですね、学びの多様化学校についてですが、学校名についてなんです、開校後、生徒等の意見を参考しながら、親しみの持てる名称を選定していくという部分で説明をいただいておりますが、この将来にわたって使う名前で卒業できるよう、1 年以内というか早期の選定を進めていただきたい旨、意見をつけていただきたいと思います。

○中原委員長 今、増田委員の意見につきまして、皆様から何かご意見ございますか。小田委員。

○小田委員 全くその通りだと思うのですが、要は期間を焦る必要はないのでしょうけども、なるべく早く、やはり校名というものは決めたほうが、よろしいかと思います。

やはりそれを、卒業する子どもたちも、どういう学校名で卒業していくかっていうのもあるだろう

うし、様々な面で、やっぱり学校名というのは早く決定するように頑張っていたきたいなど、焦る必要はないですけども、頑張っていたきたいというふうにお願いしたいと思います。

○中原委員長 その他、意見はございますか。はい、新田委員。

○新田委員 ジミー・カーターですよ、議案第83号。平和学習センターのPRを、8月1日のセレモニーだけではなくて、ホームページとか説明がありましたけど、校長会という名前も出たけど、やっぱりできるだけ早く広く、周知を図って、三次の1つの平和学習の拠点となるぐらいの意気込みで周辺旧町村等へ呼びかけるべきだと、そういった活動すべきだという中身をお願いしたいと思います。

○中原委員長 ただいま、新田委員からいただいた意見に対しまして、皆様からご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中原委員長 その他、ご意見がございますか。山村委員。

○山村委員 私が言うべきではないと、小田委員が言ってくださるかと思ったのですが、ご提案いただいたプラネタリウムの活用についてですが、現在、専門員もいない。そして、プログラムの購入は高額なのです、費用がかかるということで、今、中断していて、星空の投影だけがやっという状況ですけども、やはり大切な財産ですから、できるだけ、活用の道を模索していただきたいと思いますので、指定管理者であります甲奴町振興協議会連合会と、しっかりと議論を進めていただいて、また、できれば活用できる道を探っていただきたいと思います。

○中原委員長 ただいま、山村委員の方からご意見いただきましたけども、それに関して、皆様から何かご意見ございますか。

意見が出尽くしたと思いますので、お諮りいたします。本委員会の委員長報告は、先ほど、自由討議を参考にし、作成をしたいと思います。

なお、作成につきましては、正副委員長にご一任をいただきたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「一任」と呼ぶ者あり）

○中原委員長 異議なしと認めます。正副委員長の方で調整の上、タブレットに掲載しますので、よろしくお願いをいたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたします。これにて教育民生常任委員会を閉会とします。皆様、お疲れ様でした。

午前11時56分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和8年6月23日

教育民生常任委員会

委員長 中原 秀樹